

令和7年(し)第90号 少年審判規則7条4項の措置に対する特別抗告事件
令和7年3月12日 第一小法廷決定

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

少年審判規則7条4項前段の規定による措置に対しては、特別抗告をすることはできないと解されるから、本件抗告は不適法である。

よって、刑訴法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 岡 正品 裁判官 安浪亮介 裁判官 堺 徹 裁判官
宮川美津子 裁判官 中村 慎)